

半田市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十七号

半田市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

半田市議会議員の政治倫理に関する条例（平成十五年半田市条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項を次のように改める。

4 委員の選任は、議長の指名による。

第十三条の次に次の一条を加える。

（審査会の開会方法の特例）

第十三条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で審査会を開くことができる。ただし、審査会を非公開とする場合は、この限りではない。

一 感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が審査会の開会場所に参集することが困難である場合

二 その他のやむを得ない事由により委員が審査会の開会場所に参集することが困難であると審査会が認める場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、半田市議会委員会条例（平成三年半田市条例第三十三号）の例による。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。